

令和3年度高知県家畜伝染病防疫体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和3年度高知県家畜伝染病防疫体制整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、生産者の組織する団体等(以下「補助事業者」という。)が、口蹄疫、豚熱、^{こうていえき}アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化のために、農場において必要な資機材を整備する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額を伴う変更をしようとするときは、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書1部を知事に提出してその承認を受けなければならないこと。
- （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （6）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の規定により定める処分制限期間に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （7）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- （8）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （9）補助事業者が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。

（補助金の概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、別記第3号様式による補助金概算払請求書1部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による事業実績報告書1部を知事に提出しなけ

ればならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告に当たり当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告を行った後に当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額して実績報告を行っていた場合にあつては、その報告において減額した分を除く。）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、補助事業者から前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実績結果が補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に交付するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第6号様式による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第5号から第7号まで、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 3 条関係)

1 農場に整備する以下の資材購入費用

補助対象経費区分	内 訳	補 助 率
防鳥ネット	野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止するために使用するもの。 2センチメートル角を目安とし、野鳥の侵入を防ぐことができると知事が判断するもの。	2分の1以内
動力噴霧器	飼養衛生管理区域に出入りする車両、持ち込む資機材等及び飼養衛生管理区域内に設置している防鳥ネット等の洗浄又は消毒のために使用するもの。	
飲水消毒装置	飼養する家畜に給与する水を適切に消毒する効力を有するもの。	
死体保冷保管庫	家畜の死体を農場から処理のために搬出するまでの間、野生動物の侵入を防ぐことができるものであり、かつ、適切に冷却する能力を有するもの。	
燻蒸庫	飼養衛生管理区域内への病原体の侵入を防ぐため、農場に持ち込む資機材、物品等を適切に燻蒸消毒が実施することができるもの。	
簡易式消毒ゲート	飼養衛生管理区域に出入りする車両を適切に消毒することができるもの。	
パスボックス	飼養衛生管理区域内への人の出入りを制限するため、物品等の受渡しに使用するもの。	
看板	飼養衛生管理区域に出入りする人、車両又は畜舎に出入りする人に対し、注意喚起及び必要な事項を適切に記載したもの。	
簡易更衣室	飼養衛生管理区域に出入りする人が、更衣するためのもの。 飼養衛生管理区域内で使用する専用の衣服、長靴等を適切に保管することができるもの。	
その他の資材	飼養衛生管理基準を遵守するため、知事が資材の整備を必要と認めるもの。	

2 その他の必要経費

補助対象経費区分	内 訳	補 助 率
運搬及び設置費用	1の資材を農場で適切に設置するための運搬及び設置に係る経費のうち、知事が相当であると判断するもの。	2分の1以内

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。